

災害等情報（詳報）

鉱 種：石灰石	鉱山の所在地：岐阜県					
災害等の種類： 坑外・運搬装置（自動車）の ため	発生日時： 平成31年2月17日（日） 午後15時30分頃	罹災者数	死	重	軽	計
			－	1	－	1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 47歳、運転手、請負、勤続年数：26年1ヶ月、担当職経験年数：13年5ヶ月						
罹災程度：胸椎破裂骨折（休業2ヶ月見込み）						
<p><b>【概要】</b></p> <p>作業員A（罹災者）は、8トンドンプトラックを使用して、運搬作業を行っていた。災害当日は、通常の運搬業務で使用している道路が工事で通行不可となっていたため、通常とは異なる構内道路を使用していた。</p> <p>作業員Aは、積荷（石灰石）がある状態で、罹災現場の約75m手前に到着した。平坦な直線約40mを3速で走向し、登坂先にあるヘアピンカーブにおいて前方を確認しやすくするためシートベルトを外した。登り坂となってから約10mを3速で走向し、2速にシフトダウンした。ダンプトラックがヘアピンカーブに差し掛かったあたりで対向車に注意するためアクセルを緩めたところ、車両がトルク不足となり縦揺れを起こして停車しそうになった。そこで、フットブレーキのみで車両停車させた後、クラッチを切って2速から1速にシフトダウンした。アクセルで回転数を合わせ、半クラッチでギアを繋ごうとしたが、上手く繋がらずに車両が激しく縦揺れを起こし、車両の揺れが収まらないことに動揺した作業員Aは、咄嗟にサイドブレーキを引いたが、直後に両足がクラッチとアクセルから離れ、運転席シートに背中を打ち付け罹災した。なお、車両はエンストを起こして停車した。</p> <p>罹災者は、痛みで動けなかったため、上長へ連絡を入れ、上長が現場へ出向くとともに救急車を要請した。罹災者は、救急車によって病院へ搬送され、第12胸椎破裂骨折と診断され、入院した。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <p>①通常とは異なる運搬経路を使用した石灰石の運搬作業のリスクアセスメントが不十分であり、適切な安全対策が講じられていなかった。</p> <p>②登坂途中でシフト変更をしない（登坂前に適正ギアを選択する）、途中で停車した場合は、正しい手順で坂道発進操作を行うという明確な作業ルールが定められていなかった。</p> <p>③走行中は、シートベルトを着用するという基本事項が守られていなかった。</p>						
<p><b>【対策】</b></p> <p>①直ちに災害発生分析を行い、再発防止対策を作成し、実施した。</p> <p>②坂道発進における車両揺動防止対策として、坂道発進は正しい手順で行うこと、シートベルトを着用することなどを盛り込んだ標準作業ルールの改定を行い、鉱山労働者に周知徹底をした。</p> <p>③シートベルトの着用を徹底させるため、抜き打ち監査を不定期で実施する。</p> <p>④保安規程に定められたリスクアセスメントについて再教育した。</p>						

【参考情報等】

○異常等を認めたときは、あわてずに対応等しましょう。

○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。

<鉱山保安法令>

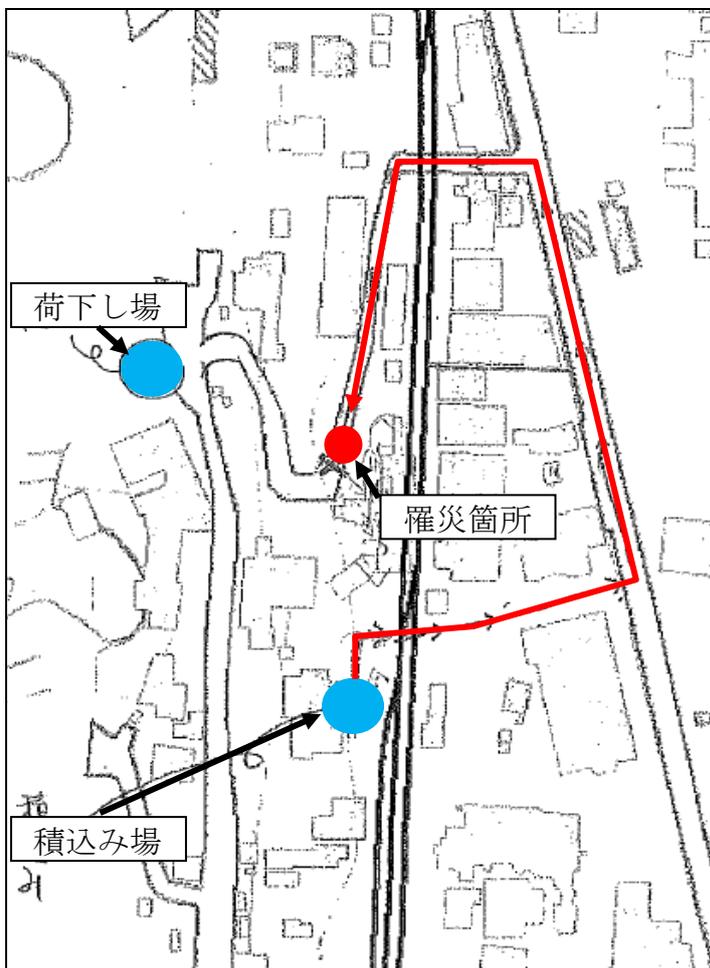
- ・機械、器具及び工作物の使用(鉱山保安法施行規則第12条)

【お問い合わせ先】

中部近畿産業保安監督部鉱山保安課 松岡 太田

電話番号 052-951-2561

[運搬経路及び罹災箇所]



〔災害発生場所等の写真〕



荷下ろし場所から罹災箇所を望む



罹災箇所付近（災害時再現）

〔タイヤ跡及びタイヤ〕



カーブ付近のタイヤ跡（10cm）



タイヤ幅（25cm）

〔災害発生車両等の写真〕



罹災車両の右側面



罹災車両の運転席